

【お知らせ】

技適設備のみの局は設置場所の変更手続の保証 が不要になりました

(総務省告示第44号(30.2.1)平成30年3月1日から施行)

○ 設置場所の変更に係る変更検査を要しない場合の拡大

現に免許を受けている空中線電力 200W 以下のアマチュア局の無線設備の設置場所を変更する際、保証を受けた場合は、変更検査を要しないものとされていましたが、空中線電力 200W 以下の無線設備で技適機器のみで構成されているアマチュア局の設置場所を変更する際も変更検査を要しないこととされました。

これに伴い、無線設備が技適機器のみで構成されるアマチュア局の無線設備の設置場所の変更手続の場合、保証を受ける事を要しないことになりました。

また、「電波法施行規則等の一部を改正する省令(30.2.1)」も同日施行されており、アマチュア局に関連するものとして以下の点も改正されています。

1 フロッピーディスクによる電子申請の廃止

電子申請のうち、フロッピーディスクによる申請方法が廃止されました。

2 無線局免許証票の廃止

免許を有していることを明らかにするために、移動するアマチュア局の無線設備に貼り付けることが求められていた「無線局免許証票」が廃止されました。なお、既に貼り付けている免許証票についてはそのまま貼り付けていても問題ありません。

なお、詳しくは以下の総務省のお知らせをご覧ください。

○ 無線局免許証票の廃止等の規制緩和等のお知らせ

http://www.tele.soumu.go.jp/j/haishi_kanwa/index.htm